

■ 平成 31 年度分から適用される主な税制改正

● 個人市・県民税

配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し

働きたい方が就業調整を意識しなくてすむように、配偶者特別控除を適用できる配偶者の所得制限額が引き上げられるなど、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われました。

<配偶者控除>

平成 31 年度からは納税者本人の合計所得金額に制限が設けられ、1000 万円を超える場合は配偶者控除の適用は受けられなくなりました。

平成 30 年度まで (改正前)		平成 31 年度以降 (改正後)			
配偶者の合計所得金額 38 万円以下	納税者本人の 合計所得金額 制限なし	配偶者の合計所得金額 38 万円以下	納税者本人の合計所得金額		
			900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1000 万円以下
控除対象配偶者	33 万円	控除対象配偶者	33 万円	22 万円	11 万円
老人控除対象配偶者	38 万円	老人控除対象配偶者	38 万円	26 万円	13 万円

<配偶者特別控除>

配偶者特別控除の適用を受けられる配偶者の合計所得金額の上限が 76 万円未満から、**平成 31 年度から 123 万円以下に引き上げられました。**

平成 30 年度まで (改正前)		平成 31 年度以降 (改正後)			
配偶者の合計所得金額	納税者本人の 合計所得金額 1000 万円以下	配偶者の合計所得金額	納税者本人の合計所得金額		
			900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1000 万円以下
38 万円超 45 万円未満	33 万円	38 万円超 90 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円
45 万円以上 50 万円未満	31 万円	90 万円超 95 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円
50 万円以上 55 万円未満	26 万円	95 万円超 100 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円
55 万円以上 60 万円未満	21 万円	100 万円超 105 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円
60 万円以上 65 万円未満	16 万円	105 万円超 110 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円
65 万円以上 70 万円未満	11 万円	110 万円超 115 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円
70 万円以上 75 万円未満	6 万円	115 万円超 120 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円
75 万円以上 76 万円未満	3 万円	120 万円超 123 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円
76 万円以上	0 万円	123 万円超	0 万円	0 万円	0 万円

● 法人市民税

法人市民税の税率引下げ

地方法人課税の偏在性を是正するため法人住民税法人税割の税率を引下げ、地方法人税（国税）の税率を引上げ、地方交付税原資化する改正が行われました。

うきは市ではこれまで標準税率を適用していましたが、改正後は制限税率を適用し、都市基盤の整備などに活用していくこととなりましたのでご理解をお願いします。

平成 31 年 9 月 30 日以前に開始する 事業年度分	平成 31 年 10 月 1 日以後に開始する 事業年度分
9.7%	8.4%